

令和4年度第1回 府中市入札等監視委員会（要旨）

[日 時] 令和4年7月29日（金） 午後1時30分～午後3時

[場 所] 府中市役所北庁舎3階第5会議室

[出席者] 委 員

上條 弘次、金子 憲、北谷 繭子

事務局

沼尻総務管理部長、渡邊契約課長、加藤契約課長補佐、菅野工事契約係長

[会議経過]

1 議題

（1）令和3年10月1日～令和4年3月31日に契約締結した案件の審査について

事務局より、資料1に基づき、令和3年度下半期における契約締結の状況について説明を行った。

（質問等なし）

引き続き、各委員が事前に抽出した案件（資料4）について、1件ずつ審議を行った。委員から抽出した案件に関する質問を受け、それに事務局が回答した。

・府中都市計画道路3・4・16号（一期区間）電線共同溝整備工事（第3－1工区）

（委 員）

新制度によって行った案件で、かつ、業種として一番多い一般土木から抽出したものである。この案件も含めて感じたことだが、価格評価点では低く、技術評価点では高くなる結果について、業者から不公平であるといった意見は挙がってきているのか。

（事務局）

総合評価方式の導入に対する否定的な意見は受けていないが、技術評価点の評価項目「ボランティア活動実績」に関して、どのようなものがボランティアに該当するのか、といった問合せはいくつかいただいております、よく内容を伺って判

断している。

現状では、どのようなものが対象になるのか、ボランティアの内容をよく精査しながら進めている状況である。

(委員)

技術評価項目を点数化し、客観的な指標を用いて落札決定していることから、談合といった懸念はないものと判断する。

・住吉庭球場改修工事

(委員)

本案件を得意とする業者が落札したが、今後、予定価格が事前公表となることによって、かなり低い入札価格を入れる業者に対して、技術評価点だけでは上回れない状況になってくる可能性がある。

今回の案件でいえば、7,000万円台前半の入札価格でないと、他の業者も勝てなくなり、得意とする業者が独占してしまうのではないかと感じている。

(事務局)

総合評価方式については、調査基準価格を下回る金額になると、価格評価点は低くなる仕組みとなっている。また、失格基準を設けているため、安い金額を入れることで落札できる、というものではない。

(委員)

今回の案件で、官製談合事件に関連した業者が一番高い金額で応札しているが、事件後の動向について、何か把握していることはあるのか。

(事務局)

この業者については、指名停止期間が明け、通常の入札案件に参加している状況であり、解体工事等での落札実績もある。現時点においては、施工内容等での問題も見られないが、事件の経緯もあることから、工事監理については注視していきたいと思う。

(委員)

1者のみが低い金額で、その他の業者が7,000万円台とかなり高い金額の印象を受けた。この価格差については、市として何か情報をつかんでいるのか。

(事務局)

業者がどのようにして入札金額を決定しているかについては把握していないが、落札した業者は、近年庭球場の案件を落札していることから、この分野で強みがあるのではないかと推測している。

(委員)

確かに得意分野であれば、金額が低くなることは理解できる。他の業者の金額が突出しているので、客観的に見て大丈夫なのかと気になった。特に不審な情報

はなく、他の工事案件からも、こういった傾向はあるものと理解してよいか。

(事務局)

問題ないと考えている。

- ・ 小学校トイレ改修工事 (五小)
- ・ 小学校トイレ改修工事 (七小)
- ・ 小学校トイレ改修工事 (武蔵台小)
- ・ 西保育所調理室厨房設備等改修工事

※上記4件は関連性があるため、まとめて審議することとした。

(委員)

特定の2者の応札金額について、16番は100万、17番は13万円の差額となり、とても近いものとなっている。応札は同日の同時間帯で行われており、19番や20番ではどちらかが辞退している状況であったため、議題として取り上げた。

(委員)

給排水衛生工事に限ったことなのかはわからないが、顔ぶれがいつも同じで、かつ、落札者もうまくばらけているようにも見える。この点について、何か情報をつかんでいるのか。

(事務局)

設備系の業者については、同じような顔ぶれになってしまう傾向はあるが、特段、この案件における各業者の入札動向の情報をつかんでいない。

(委員)

時間や順番も含めて、しっかりと見てほしいと思うが、その点については、気にしていないのか。

(事務局)

今回の案件はトイレ改修工事を多数発注したこともあり、1件目は10時に開札を行い、その後は10分刻みで開札時間を設定している。応札状況については、10時の段階で、全案件とも入札されていることの方が多く、入札直前に応札する状況はあまり見たことがない。もし、1件目が予定価格内に収まらなかった場合、2回目以降の時間と重なってくることもあるため、業者側も対応できなくなると感じている。

(委員)

どうしても業者数が少ないことから、業者の顔ぶれが同じになってしまうことがあるが、今後、この点についても委員会として注視していくこととする。

・南町小学校ブロック塀維持改修工事

(委員)

本案件は辞退率がとても高く、また、落札率が99.98%となっている点が気になったため抽出した。辞退理由については、把握をしているのか。

(事務局)

本案件は2回不調となったもので、今回は指名競争入札により対応したものである。1回目に公募した時は、11者が手を挙げており、そのうち7者が応札したが、金額が折り合わず、不調となった。2回目については、仕様内容を変えず、市外業者に限った公募としたものの、手を挙げる業者はなく、入札を中止とした。

その後、1回目で応札した市内業者に対し、ヒアリングを行い、積算の内容を確認した。ヒアリングを基に仕様内容を変更し、1回目で応札があった市内業者を指名することとし、7者による指名競争入札を行ったところである。

辞退については、京王線沿線に立地したブロック塀の改修作業となったため、京王電鉄との調整など、難易度の高い工事となったことで、敬遠されたのではないかと推測している。

(委員)

不調となった2回については、予定価格とかなりの価格差があったのか。

(事務局)

1回目の案件では、予定価格4,350万円に対し、応札額が5,800万円であったため、約1,500万円の開きがあった。

(委員)

どのくらい費用が掛かるかについては、業者にヒアリングした上で再設定した金額ということか。

(事務局)

ヒアリングにより、設計のどの部分に乖離があるかを確認した上で、仕様内容を見直し、価格を設定した。

(委員)

ヒアリングを行ったからこそ、落札率は高くなった、という理解で良いか。

(事務局)

お見込みのとおりである。また、3回目となった今回の案件は、指名競争入札であるものの、新制度による運用で、予定価格を事前公表としたものであり、その点の影響もある。

(委員)

確かに辞退が多く、落札率が高い結果となっているが、2回行ったがうまくいかず、かつ、ヒアリングを行い、双方の事情を理解した上ということであればや

むを得ないと思う。

・かえで通り中低木植替え工事

(委員)

新制度による案件であったため抽出した。造園という特殊な工事であること、また、3者中3者が応札したこともあり、気になった。

事務局からの詳細な説明を聞き、入札締結に至るまでの流れに問題ないと感じたため、この件については異議なしとして了解するものとする。

・浅間山通り改良工事

(委員)

本案件についても、新制度による対応を行ったことから抽出した。この案件に限らず、新制度により辞退の状況や応札の動向に変化はあったのか。

(事務局)

予定価格が事前公表となったことにより、業者においては積算を行っていく中で、予定価格内に収まらないと判断すれば、辞退するという状況は増えている。

結果として、1者だけの応札となってしまうことや状況によっては全者辞退で不調終了となることもあり得る。

(委員)

辞退が多くなることによって、競争性という観点から言えばマイナスではないかと感じるが、その点について、市として検討していることはあるのか。

(事務局)

予定価格が5,000万円以上の案件については、今まで市内業者のみとしていたところを「市内に支店・営業所を有する者」と拡大しており、現在、分析している段階ではあるが、比較的、落札率が低くなった案件もでてきている。低入札価格調査制度を経て落札した案件もあることから、競争性の確保はできているものと捉えている。

(委員)

辞退も多いが、予定価格を公表しているからこそ、不適切な業者が最初から入らないということで理解した。

(2) 新たな契約制度による入札結果について

資料6に基づき、令和4年度以降に行った新たな契約制度における入札案件の結果について説明を行った。

(委員)

資料5の20番、小学校トイレ改修工事(新町小)の価格評価点が0点となっているが、問題ないのか。そのほかにも、0.05点など低いものもあるが、大丈夫なのか。

(事務局)

予定価格を事前公表したことにより、予定価格に近い金額で応札があった場合、0点台となる。

トイレ改修工事については、昨年度もいくつか不調終了となっている。学校を運営しながらの工事ということで、施工として難しい部分もあり、業者側の受注意欲が金額に反映し、結果としてこのような形になったものと理解している。

(委員)

工事の種類によっては、価格評価点や技術評価点も差が出てきているが、工事の性質によるものなのか。

(事務局)

価格評価点、技術評価点の評価は、全業種とも同じ算出方法である。価格評価点の上限は調査基準価格の率によって変わってくる。

技術評価点は、ガイドラインで示した項目にどれだけ該当しているかによって変わってくる。

(委員)

下河原緑道改修工事の案件で「無効」という表現があるが、これはどういう意味なのか。

(事務局)

業者から、入札金額を間違えて入力したなどの連絡があった場合や、総合評価方式の申出書の提出がなかった場合に適用している。

(委員)

新たな契約制度に関しては、次回以降も追加で質問等があれば、随時行っていくこととし、状況についても見続けていきたいと思う。

(3) 不調終了案件について

不調終了となった工事案件の傾向及び対策を検討するため、令和3年度に不調終了となった案件を全て抽出し、議題として取り上げた。

(委員)

エレベーターの案件が非常に多い印象である。

(事務局)

エレベーターについては、近年、法改正の影響で改修工事の案件が集中し、技術者がかなり不足していると聞いている。

昨年度は、八小の昇降機の案件が3回不調となったが、同時に行った一中の案件については、落札となった。この時も業者からは、技術者の配置が難しいという話を聞いている。

今年度においては、3件不調が続いていたが、再度行った入札で落札となっている。

(委員)

トイレ工事の案件についても不調終了が多い。

(事務局)

同時期に多数発注したことにより、業者が追い付いていない状況は少なからずあったと思う。

(委員)

学校の案件だと、夏休み期間中に行わなければならない、といったことで工事が集中してしまうということか。

(事務局)

お見込みのとおりで、夏休み期間中に行いたいという意向は聞いている。不調が続き、秋頃になることで、さらに入札を敬遠されてしまうことも考えられる。

(委員)

視覚障がい者用誘導ブロックの案件が立て続けに不調となっているが、何か特殊性があるのか。

(事務局)

この案件については、ヒアリング等も行ったが、価格面で折り合わず、仕様内容を細分化した上で再度入札を行ったが、不調となり、業者選定には至っていない。

(委員)

最近の歩道は、石のブロックを組み合わせたものもあり、技術的に難しい工事とも思われるが、点字ブロックにおいても、様々な色や形があり、特殊性のある工事と考えられるのか。

(事務局)

点字ブロックの取付工法によっては金額がかさむ場合もあること、また、交通量が多い場所などは、業者にとっても敬遠する理由の一つともいえる。

トイレ改修工事については、夏休み期間に集中し、不調の可能性が高まることから、起工課には分散化をお願いしているところである。その他の工事にも当てはまるが、工期が年度末となっている案件は、なるべく早めに動いてもらうなど、発注時期の平準化を図るようお願いしているところである。

(委員)

今まで以上にもっと計画を精査し、平準化していくことで、不調や無駄な入札辞退などを無くすことができるのではないかと思う。

(委員)

私も発注時期を分散させることや、夏休み期間に限らず、冬休み、春休み等で行うなど、少し工夫が必要であると思う。

また、エレベーターに関しては、一度入札を行って、不調となった場合は、早い段階で本体工事に組み込むなど、切り替える判断もあっていいと思う。

(事務局)

実際に行った対応としては、不調によって最終工期が迫ったことにより、本体の改修工事に含めるような変更をしたことがある。

起工課には早めに本体の改修工事に組み込む対応や、当初の計画段階で対応していくことなどを伝えている。

(委員)

様々な意見がでており、そのあたりを工夫して進めていければと思う。

(委員)

一つ確認したいのだが、エレベーターの設置工事を行った業者がその後の保守も行うものなのか。

(事務局)

保証期間となる3年程度は、施工した業者と随意契約を結び、それ以降については競争入札とすることが多い。

(委員)

一般のマンションなども、一度設置したエレベーター業者が保守を行っていくが、ずっと同じ業者だと、高い金額での保守が当然になってしまうケースがあるため、何年かに一度は業者を入れ替えなくてはいけない、としているところもある。

一方で、独立した業者が必ずメーカーと同じような保守ができるのかといえ、そういう訳でもないとの話も聞いている。

確かに、本来は競争性の確保から、案件を分けたほうが良いとは思いますが、ケーによっては随意契約が絶対にダメという訳ではないと思う。業種に応じた柔軟

な対応の検討を進めることも良いと思うが、やはりこの委員会において、適宜、報告と内容の説明をしていただくことが原則だと思うので、ぜひその点についてはお願いしたい。

(委員)

エレベーターの業者といえば、大手のイメージがあるが、その大手が仕事を選んでいる、ということも考えられるのか。

(事務局)

本件の業者選定においては「都内に本店を有する者」としているだけで、どの業者がどの程度案件を抱えているかということは把握していない。

(委員)

大手であったとしても辞退しているようだが、なにか理由があるのか。

(事務局)

辞退理由としては、技術者の配置が難しい、仕様の内容によっては施工できない、などが多く見られる。

請負工事の場合は、現場代理人を配置しなければならず、大規模な案件になると工期そのものが長期間となり、エレベーターの工事自体が短いものだったとしても、工期全体の現場代理人の配置を求められるため、手が挙がりにくい状況になりやすい。

(委員)

自社で製作し保守も行う業者と、製作はせず保守だけを行う業者と大きく2種類いるようだが、保守だけを行う業者だとメーカー知識や設計図を持っていないことのリスクもあるような話も聞く。府中市の場合は、両者を合わせて呼んでおり、うまく競争できている印象はある。

(事務局)

本市の場合は、エレベーターという業種で公募を行っており、通常の保守だけでなく、工事ができる業者も含めている。

(委員)

エレベーターの案件は特殊な業界であることから、今後も問題点や目立つことがあれば報告していただき、その中で競争性が図られているかなど、チェックしていきたいと思う。

2 その他

・物品購入における条件付一般競争入札について

新庁舎移転に向けた物品購入の案件に関し、新たに条件付一般競争入札を取り入れたことについて報告した。

(委員)

入札の方法については、1つの案件として行ったのか。それとも複数にわけて行ったのか。

(事務局)

案件については、スケールメリットが図れるようデスク、チェア、ロッカーなどのカテゴリーに分けて入札を実施した。

(委員)

新しい入札方法をとったのであれば、委員会としても内容の確認はしていきたいので、結果が出ているようであれば、次回に報告していただければと思う。

・その他確認事項について

(委員)

先程、議題となった不調終了の資料説明の際、不調については議会の中でも話題になったとのことだが、どのあたりを議員は気にしているのか。

(事務局)

不調が続く原因の一つに市側の予定価格の立て方に問題があるのではないかと、といった趣旨の一般質問が挙げられている。最後の要望の中で、ぜひこの入札等監視委員会でも不調について取り上げ、議論してほしいとの話があった。

(委員)

私たち委員としても様々な意見を出して、反映させていければ良いと思う。

(事務局)

今までは予定価格を事前公表していなかったこともあり、不調となると市の積算に問題があるのではないかという議論になるが、実際は、最新の公共単価や見積による価格を用いて、公共工事にふさわしい金額設定を行っている。

また、議員からは、新しく立ち上げた入札等監視委員会で、様々な議論をしてもらうと良いのでは、との意見もいただいているところである。今回、議題として取り上げた運動場施設の案件における特定の業者の応札状況など、そういった視点で見ることは今までなかったため、とても貴重な意見をいただいていると感じている。

(委員)

私たち委員も、外から見た立場での意見ということで、全てが的確に指摘でき

ているか分からない部分もあるが、今後も参考にしていただければと思う。

・次回の日程等について

(委員)

その他、事務局から連絡事項はあるか。

(事務局)

今回は、令和4年10月26日の午後3時からを予定している。